



支えあいとともに生きる

Q 視覚障害のある人が使用する杖は何色でしょう？
ア. 白色 イ. 青色 ウ. 緑色

共生社会の実現にむけて

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、難病などによって、生活するのに不便を感じたり、困りごとがある人はたくさんいます。

「その人の身体や心に障害があるから、できない」ではありません。建物や設備などの環境や、これまでのルールや考え方など社会のしくみを少し変えることで、誰もが暮らしやすい社会にしていけることができます。

障害のある人もない人も一緒に過ごせる環境をつくっていけるよう、いろいろな人の意見を聞くことが大切です。



●合理的配慮とは？

日常生活の中で、障害のある人が不便だと感じることは、少しの工夫や配慮で解消できます。

例えば、レストランではメニューを見て、店員さんと呼んで注文します。耳が聞こえない(または話せない)人は、店員さんと声で会話をすることは難しくても、メニューを指差したり、筆談ボードに文字を書いてやりとりすれば伝えることができます。このように、障害のある人も障害のない人と同じように過ごせるように工夫をすることを「合理的配慮」といいます。



障害者差別解消法が改正され、2024年4月1日から行政や公的機関だけでなく、事業者も合理的配慮をすることが義務になりました。

障害特性やそれぞれの場面・状況にあわせて、障害のある人と事業者等が話しあい、どんな調整や工夫ができるかを互いに考えることが大切です。「こんなとき、どうしたら良い？」ということがあれば、市に相談してください。

明石市では事業者に対して、合理的配慮にかかる費用の助成を行っています。



●ハードはすぐに変えられなくても、ハートは変えられる

スロープやエレベーターの設置などハード面を整えるには時間やお金がかかりますが、まちで困っていそうな人を見かけたら「何かお手伝いできることはありますか?」と声をかけ、コミュニケーションを交わすことは今日からできます。

お互いを思いやる気持ちを持って「やさしいまち あかし」をめざしましょう。